

第2回横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会 会議録	
日 時	平成29年11月1日（水）14時～16時15分
開催場所	市役所8A会議室
出席委員	<p>（有識者、支援団体等）（50順、敬称略）</p> <p>白藤 香織（公益財団法人横浜市男女共同参画推進協議会 事業企画課長） 高橋 智一（母子生活支援施設カーサ野庭 施設長） 濱田 静江（社会福祉法人たすけあいゆい 理事長） 本間 春代（本間法律事務所 弁護士） 松田 利花（マザーズハローワーク横浜 統括職業指導官） 道下 久美子（一般財団法人横浜市母子寡婦福祉会 理事長） 峰松 雅子（横浜市民生委員児童委員協議会 理事）</p> <p>（行政職員）（機構順、敬称略）</p> <p>中澤 智（鶴見区こども家庭支援課長） 西川 洋子（西区南浅間保育園長） 柴山 一彦（瀬谷区こども家庭支援課長） 石川 裕純（横浜市中央職業訓練校長（経済局雇用労働課担当課長）） 鈴木 茂久（健康福祉局生活支援課長） 磐村 信哉（建築局住宅政策課長）代理 加藤 忠義（住宅政策課担当係長）</p>
欠席委員	<p>田邊 裕子（社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長） 湯澤 直美（立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教授）</p>
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 事	<p><議題></p> <p>（1）自立支援計画（平成30年度～平成34年度）素案（案）について</p>
<p>【資料2 自立支援計画（平成30年度～平成34年度）素案（案）について説明】（事務局）</p> <p>○質疑応答・意見交換</p> <p>①Ⅰ 計画策定の趣旨（P4）～Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題（P18）について</p> <p>白藤委員：男女共同参画センターでもDVの相談を受けている。ヒアリングでも、DV被害を受けている方の中には、お子さんに発達障害や知的障害があるなど、複合的な課題を持っている方が多く見受けられるとお伝えした。P16のコラムにDV被害者は、DV以外の複合的な課題を持っている場合もあるという事を加えていただきたい。</p> <p>また、「防止につとめていく」ではなく、「継続的な支援、見守りなどが長期的に必要」と書いていただきたい。</p> <p>高橋委員：同じくP16のコラムで、「母子生活支援施設の入所者は、こういう方々だ」という先入観を持たれてしまうことが心配である。「本市の離婚相談でも」の部分を文頭に記述し、その中の一部の方々が「母子生活支援施設の入所者にいらっしゃる」というように書き換えていただきたい。</p> <p>②Ⅲ 支援の基本的姿勢（P19～P20）について</p> <p>柴山委員：3つの視点のもとに5つの重点項目を挙げているが、各視点と重点項目の対応がわ</p>	

かりやすいと良い。例えば子どもの視点を2番目に掲げているが、重点項目では最後になっていて、順番が入れ替わっていてわかりにくい。

親の自己肯定感、子どもの自己肯定感という言葉が出てきているが、この言葉の趣旨を説明してほしい。

(事務局)：ヒアリングを通じて、離別・死別にかかわらずひとり親には共通して喪失感がベースにはあるのではないかという事が出てきている。親も子どもも何らかの喪失感を抱えている。支援する側も本人も喪失感とどのように向き合い解決していくかという事が大事ではないかと考え、「喪失感」の裏返しの意味で「自己肯定感」という事を今回提示した。

柴山委員：少し唐突感がある。

(事務局)：リードとしては少し補うようにしたいが、視点としてはいかがか。

柴山委員：自己肯定感を高めていくのに伴走型とあるが、それをどこが担うかが課題で、その視点が弱い感じがする。自己肯定感を高めるには、区の支援では及ばないと思う。どうやって整理していくのがよいのか。

濱田委員：子どもの視点の書き方は難しい。子どもが日常一番過ごしているのは学校である。その部分をどこまで書いて良いのか、厳しいと感じる。もう少しやんわりと、誰かに任せるのではなく、みんながかかわっているということを描ける言葉があると良い。学校がその役割を担うようにこちらで書けるかということとても難しい書き方になる。表現できるようなやんわりとした書き方がないか。実際に子どもは8時前から登校していて、高学年であると16時、17時まで過ごしている。放課後キッズは19時である。いろいろな人に関わりながら見守っていただいていることはわかっているが、それをどう書くかが難しい。子どものことを考えると言葉をやんわりと使っていただくのが良い。

(事務局)：誰が担っていくのか明確になっていない部分がある。素案から計画としてまとめるときには、IVの部分で、この5か年で何をしていくかを各項目にもう少し具体的に書く予定である。12月の市会に素案を提示するが、横浜市の次期中期計画や来年度予算が審議中という事もあり、未定の部分もある。素案の段階では基本的に方向性を整理している状況である。どこが何をやっていくかがご指摘のように分かりにくい部分があるので、整理させていただきたい。

白藤委員：子どものところの書き方は難しいと感じる。子どもが未来に対して希望を持てる支援という側面の方が大きいと考えている。また、自立のところ、生活の安定に向けたと書いているが、資料4の施策展開の考え方のところにある一番困難度が高い層では、自立に向けて「福祉的課題」があり、そこに見守りが必要なところもあるので、この部分に言葉としてうまくフレーズを入れていただきたい。

中澤委員：ここでいう自立とはひとり親家庭が自立するという意味か。目標としては、子どもが経済的に自立していけるように目指す視点がある。最終目標は、貧困の再生産を止める、子どもが将来大人になって生きていけるというを目指す事であって、自立の視点の中に、子どもを入れても良いと思う。

高橋委員：私もここには違和感がある。この計画の根底に流れる考え方が重要だと考えているが、自己肯定感を高めるというところを実現させたり、社会的に認知されている、

社会参画しているという形を将来実現させるための支援策が問われているということになる。支援の対象となる側からは分かりにくい言葉ではと感じている。事務局の説明を聞いていると、言葉としてはこれしかないと思うが、視点というところに違和感があるのかもしれない。権利の主体として育てられていくという事が根底に流れていると捉えると全体として理解ができる。また、一体で支えるという意味での地域という事も根底に流れているという事でこれは正しいと思う。それらをどのようなタイトルにしていくとわかりやすく伝わるのかが難しいと感じている。

(事務局)：視点というよりも全体を通じて流れる考え方、方針という事か。視点の中に、親と子にそれぞれ自己肯定感を高めるという事を入れたが、ここではなく、全体の課題状況の整理の中で丁寧に説明するようにしたい。視点の部分の書きぶりについては、ご意見を参考に再検討する。

本間委員：全体を通して一つ気になったことがある。法的に母子、父子になった人が基本だという事は理解できるが、離婚しようとしているが、それが長引いたりして、法的には母子、父子になっていない方々もいる。そのような方々にも支援をしていくという事がどこかで読み取れると良いと思う。法律相談やセミナーでは、完全にひとり親ではない方も多く受けていると思う。

③IV 支援の具体的計画 (P21～32)

(1) 子育てや生活支援について<日常生活支援の充実と、地域力を活用した取り組みの促進>

道下委員：ヘルパー派遣の支援は、何パーセントくらい派遣できるのか。

(事務局)：ヘルパー派遣の事業は3つある。「日常生活支援事業」は、ひとり親の方で利用条件があるが所得制限はない。急病や冠婚葬祭など一時的に困ったときに利用条件が合えば利用できる。「育児支援家庭訪問事業」「養育支援家庭訪問事業」は、区や児童相談所がかかわっている中で必要性を区や児童相談所が判断してヘルパー派遣を決定する。申し込めば必ず受けられるというわけではない。

中澤委員：使えない場合もある事を表現しておいた方が良い。使えると思ってしまう。

高橋委員：「子育て短期支援事業」も希望で使える制度でないことを明記した方が良い。

(事務局)：5「児童家庭支援センター」は、前回のご意見を受け整理したが、このような表現で良いか。

高橋委員：相談部門なので広く多くの方に利用していただくものである。気になったのは保護者でなければならないのかどうかということだ。おじいちゃん、おばあちゃん、隣のおばちゃんではどうなのか。

濱田委員：ひいおばあちゃんからひ孫を養護するようになったが、自分も働いているので、その間だけ預けたいという相談があった。保護者だけでない場合がある。現実には、想像以上に家族の成り立ちが進んでいる。

(事務局)：どなたにも提供しているサービスと、ひとり親の方にご希望があれば提供するサービスと、区や児童家庭支援センターの判断で提供するサービスの書き分けが必要かと思う。

(事務局)：だれでも利用できるもの、ひとり親が利用できるもの、ただ希望ではなく、区なり

児相なりが見立てて必要な支援を行っていく事業がわかるように記述する。

(事務局) : 区役所などでは、ひとり親の方の希望の如何に関わらず、行政でセレクトしてサービスを提供する場合もある。往々にして、こういうものもあったのにと後からお知りになる場合もあるかもしれないが、その時点で最善のサービスを提供するという面でも必要なのかなと思う。

西川委員 : P 21 ページの「育児支援家庭訪問事業」「養育支援家庭訪問事業」はかなり制限がある事業である。「子育てサポートシステム」も、サポートしていますと書いてあるが、このサポートもひとり親家庭だから優先されるわけではない事業である。また 2「保育所への優先入所」には、優先度をアップしますとうたっているが、このような表現で良いのか心配もある。

(事務局) : かなり入りやすい制度となっているが、保育園の空き状況によっては入れないこともある。ヘルパーの派遣事業のところは、説明文は日常生活支援事業となっているが、区役所の訪問事業には、ヘルパー派遣はないのではないかと。ヘルパーを派遣しているわけではなく、訪問員が訪問しているのではないかと。(←両方ある。)どこまでかき分けるのか悩ましいところである。

(事務局) : 7「地域力による支援の推進」についてはいかがか。

峰松委員 : 私も 3つの視点をどのようにすると良いのかという思いがある。ひとり親家庭かどうかは、母親からの話だけでは分からない、玄関を入らないと分からないところがある。民生委員としては、どこまで踏み込んで良いのか、言葉にも気を付けなくてはいけないし、子どもにも差し障ってはいけないという事で、憤りを感じているところである。しかし、これはあきらめてはいけない。母親が民生委員にと相談してくれたものであれば、根気よく、呼吸を合わせながら本音を話してくださるまでお付き合いをしていく。民生委員と当事者としてではなく、近隣同士として話をしていこうというところで足踏みをしている。実際に離婚しているか、していないかを探るわけにはいかないで、そこで足踏み状態である。皆さんがおっしゃるように「ひとり親」とは限らないのではないかと感じている。子どもに関しては、子どもに接するのはすごく勇気がいる。キッズカフェをやりながら、そこへ来てくれると何となく子どもの本音を出してくれるような雰囲気づくりを私たち民生委員としてはしていかなければと行っている。あまり気負わないでということだ。母親がお声がけしてくれたという事は、何か SOS ではないかという事も視野に入れている。地域としては民生委員全員が同じ気持ちではないので歩調を合わせていかなければならない。事例を並べながら歩調を合わせるように努力しているところである。

(事務局) : 3「住宅確保の支援」についてはいかがか。

磐村委員代理加藤 : 新たな住宅のセーフティーネットについて情報提供をしたい。現在、国が全国一斉で、民間の空き家を使って少しでも住宅に入りやすくしようという制度をスタートさせた。登録制度にして見える化したものだ。10月25日にスタートしたが、残念ながら、現在まで登録住宅が上がってきていない状況だ。図面など細かい審査を経たうえでの登録なので、2~3週間かかるといわれていたところもあり、もう1週間ぐらいで登録が出てくるのではないかと考えている。推移を見守っていただきたい。

白藤委員：家賃補助はひとり親家庭に対してはどのくらいの金額になるのか。

磐村委員代理加藤：この制度は2段階の支援となっている。まずは、登録した段階では家賃補助の対象にはならないが、属性では断られないという安心感があるという1段階目の部分、2段階目で、色々な属性の低所得者（月収158,000円以下の家庭、市営住宅と同様）専用という次のラベリングになり、その際に家賃補助が出る。補助の額は、所得によって変わることがあるが、最大4万円/月である。

(2) 就業の支援について (P23~P25)

松田委員：マザーズハローワークは、希望があれば同じ担当者が付くようにしている。予約制もある。ジョブスポットについては、担当者制を取っているところとまだ準備が整っていないところがある。

(事務局)：マザーズハローワークは就職率がいいと聞いているが、そのポイントはなにか。

松田委員：担当者制に関しては、目標値が90%近い。週一回お越しいただくようにしているが、それが嫌だといわれると難しくなる。窓口は他のハローワークに比べてすごく混んでいるわけではないので、本人の希望に丁寧に対応できる。

石川委員：様々なひとり親家庭の自立支援があり、それぞれ重要なことだと思うが、助成金や費用の減免などは、多分に行政の政策判断や予算規模に左右される。ひとり親の方が自立していく上で一番大切なのは就労で、仕事をして安定した生活を営むことが基本だと考える。P24で「ひとり親が働きやすい職場環境を備えた企業の開拓・確保に努めます。」と書かれていて大切な事だと思う。前半でいろいろなところに、「ミスマッチや希望通りにいかない」と書かれている。そのための斡旋や相談を受けることは大切であるが、ひとり親の方の多様な働き方を受け入れる企業がないとだめである。受け入れてくれる企業がないとマッチングできない。そのような意味で、企業の開拓が大事だと思う。こども青少年局こども家庭課で啓発活動を行っているのは理解できるが、経済局には多様な働き方を進める専門セクションがあるので、経済局と連携するのが良いと思う。

(事務局)：おっしゃる通り、企業開拓、受け皿がないと駄目である。ひとり親サポートよこはまなどで、おおむね年間10社程度、「ひとり親が働きやすい環境整備をするので斡旋をしてください」という事で始めているところである。経済局や男女共同参画センターのお知恵も拝借し、企業開拓、女性就労の活躍について今後も取り組みを進めていきたい。

高橋委員：まさしくワンオペレーションしているひとり親の方は、仕事を始めても子どものことなどで休みが増え、職場とぎくしゃくしてしまい長続きしないことがある。特定求職者雇用開発助成金、ひとり親（母子家庭）が該当になっているが、区分が二つのものもあるが、ひとり親は一つだけである。そのあたりを、年齢の低いお子さんを育てている親には上乘せをすとかの施策を、市が先導をきって地方行政でやってみようとするれば、単に理解を求めるだけでなく、誘導策になると思う。説明会に来た企業は関心のある企業だという事で、そのような企業へコンタクトするなども考えられる。企業側へ働きかける視点も必要だ。子どもが具合が悪い時など子どもを預かるというスタンスも大事だが、休みが取れるという会社に勤める事が長く続

く仕事だと思う。

(事務局)：企業側に働きかける効果的な経済局の仕組みがあるか。

石川委員：ひとり親に限らないが、女性支援のセクションがある。また、地域貢献企業の認定に当たって、審査項目がいろいろあり、それを満たして地域貢献企業に選定されるわけだが、その中にこういったひとり親家庭の働き方やまた受け入れているという事で認定効果が出るような仕組みにすることも考えられる。企業としても認定されると公共事業の入札などに優遇策が受けられるようなメリットがある。職員の中には年間何百社と企業を訪問している職員も多い。パンフレットの配布などの啓発活動など連携の可能性はあると思う。

白藤委員：政策局が「よこはまグッドバランス賞」という中小企業向けの認定制度を始めて10年目位になるが、今年は応募が100社以上あった。まさに働き方改革、多様な働き方・ワークライフバランスを推進している事業所の認定賞なので、ひとり親に対する支援策等により認定根拠が上がるとか、何らかのインセンティブを加えるなどの連携が図れるのではないか。

中澤委員：単純な言葉遣いだが、職業訓練校のところの、「生活保護受給者が」というラベルが張られるような書き方はやめた方が良い。「生活保護を受給されている方が」とするなど。

(事務局)：改めて全体を見直す。

柴山委員：資料4の施策展開の考え方のところだが、「ひとり親サポートよこはま」のところ、「伴走型の支援」とあるが、あくまでも就労支援として使っているのか。伴走型というのであればきちんとシステムのなところを含むべきだし、就労支援という切り口としては、伴走型というのは言い過ぎという気がするので、検討していただきたい。

(事務局)：「施策展開の考え方」は、前回示したものを施策展開していくところ考えられるというものの横にマッピングしたものである。伴走型の支援だが、就労支援を伴走型で行っていくのは、「ひとり親サポートよこはま」が一義的に担っていくイメージを書いている。仰る通り、ひとり親の支援を伴走型でやるものはすべてここでやるのかというのではない。それぞれの持っている仕組みの中を組み合わせ取り組んでいくようになるのかと思っている。記述の仕方を再度整理する。

(3) 経済的な支援について (P25~P27)

(事務局)：横浜市として独自の制度を創ることはないのかというご意見もあるが、今期も、経済的支援としては、国の既存の制度が着実に届くように支援を進めていく。自立支援の基本的な考え方に立つと、制度を一定期間うまく使っていただき、自立していただけるように運用していくことを中心としている。

鈴木委員：先ほどの話にもあったが、局の生活支援課としては、生活困窮者自立支援制度を、幅広く周知し、生活に困った方に来ていただきたい。この制度は、27年度に開始して3年目という事で、まだまだ市民の方々に周知が届いていない。法的なひとり親であるかないかとの話があったが、生活困窮者自立支援制度では、離婚の有無など全く関係なく、生活に困っているという事であれば相談を受けている。相談支援が

メインになるので、関係機関、オフィシャルな団体などと連携をしながら支援をしていく。誰がというところでは、困窮だけで受け止めるものではなく、「チーム支援」という事で、支援をしていただけたところとやかに連携をして、その中で寄り添って伴走していくというスタンスでやっていきたい。そういった中で、支援の方についても連携の場を広げていきたいというところで努力している途中である。親御さんに対しての就労支援なども行っているが、そちらはひとり親の支援もあるので連携しながらという事になるかと思う。

家計の見直しで借金の整理もそうだが、逆にお子さんの進学資金を貯蓄したいという相談にも乗れると思う。寄り添い型学習支援事業なども実施しているので、高校進学を目指すお子さん自身からの申し込みも受け付けている。いかにこの事業の周知をしていくかに努めたい。

道下委員：ローソンの奨学資金支給の面接のとき、母親は病院に入院しているため相模原市に住んでおり、高校一年の子どもは祖母と横浜に住んでいる方がいた。母親と住んでいないために児童扶養手当などの手当がもらえないと言っていた。母親が申請をしないと手当をいただけないのか。

(事務局)：子どもだれがどう見ているのかの申し立てを書類で出していただき、そこが整理できれば問題はないはずだ。

道下委員：保護者が祖母であれば支給されるのか。

(事務局)：祖母が保護者になった場合、年金などの収入が収入要件を超えていると支給されない場合があるかもしれない。親でなければいけないということはない。

道下委員：子どもは3年制の理容学校へ行っている。一年100万円かかるようである。子どもは、アルバイトなどもしているが、児童扶養手当など受けられると良いと思っている。

鈴木委員：直接的な支援制度がないので、貸付制度など利用ができるかどうかを一緒に相談先に一緒に行くようになると思う。

(事務局)：制度的に、収入要件により、支援を受けられるときと受けられなくなった時の落差が非常に大きくなる。これまでのヒアリングでもご意見をいただいているが、収入要件を超えた瞬間に、色々な福祉的なサービスや医療費の免除などが受けられなくなる落差が非常に大きい、緩和策なども必要ではないかというようなご意見をいただいているが、基準は必要であり難しいところである。

白藤委員：ハマ弁のことだが、生活困窮家庭、ひとり親家庭の方には申告すれば料金免除で食べていただけるとのことだが、利用人数が少ないと伺ったことがある。周知の問題なのか。そのあたりのことでこれから改善されていくことがあればお教えいただきたい。

(事務局)：ハマ弁は教育委員会であるが、ヒアリングでは、ハマ弁は利用しにくい仕組みである、また、ハマ弁を利用しているのはかわいそうだということで子どもが使いたがらないという事があり利用が進まないと聞いている。教育委員会としても、利用料金の値下げ等々も考えながらハマ弁の利用のテコ入れをしていくと聞いている。

白藤委員：せっかく使える制度があるので、使っていただけるよう改善できれば、助かると思う。

(4) 養育費確保の支援について (P28~P27)

本間委員：ひとり親サポートよこはまからの希望もあって、養育費と財産分与についても担っている。財産分与は離婚自体の問題であり、ひとり親からはずれしまうかもしれない。内容としてはこれで良いと思うが、セミナーをやっていることについて明記する必要はないか。

(事務局)：22「養育費についての啓発」のところがそうであるが、ストレートにセミナーの名前を記述しても良いかもしれない。

本間委員：P 37 ページのところには、回数なども記述されている、人数もわかる。

(事務局)：養育費確保の難しさについて伺いたい。

本間委員：結婚の形態が少しずつ変わってきている。相談を受けても、このケースでは養育費を払ってもらうのは難しいと思うケースが、10 年前、20 年前と比べて増えてきていると感じる。例えば、知り合ってからすぐに妊娠して入籍するような場合、知り合ってから結婚するまでが短く、相手とのつながり、つまり相手自身や相手の背景の人たちとの関わりが希薄になっている。そのため、離婚してすぐに相手が仕事や住所を変えてしまうと住所や勤め先もわからない状況になってしまい、差し押さえをする事が難しくなっているケースが以前に比べると増えている気がする。時代が変わってそれ自体がどうこうではないが、昔みたいに、結婚して、資金的なことも考えた上で子どもが生まれ育てていくというのではなく、親に収入がなく、就職していないというような家庭でも子どもが生まれてきている状況などが、養育費確保が難しいことにつながってきているのかと思う。

(事務局)：現在明石市が先行して実施しているが、30 年度から国が予算化した親講座事業を計画原案の段階でプラスして書きたいと思う。これは、離婚を迎える両親に対して、離婚するという事が子どもにどのような影響があるか、親権にかかわらず、離婚した後の親の責務についてなどをワークショップ形式で親御さんに伝えたり、支援のための冊子を発行したりする事業である。来年度からすぐ出来るかはわからないが、次期 5 年間のうちに何らかの形で進めていきたい。

(5) 相談機能や情報提供確保の充実について (P28~P29)

(事務局)：伴走型の支援をだれがするのかという事は、もう少し明確に書きたいと思うが、この部分についてご意見をいただきたい。

白藤委員：23「男女共同参画センター」に、自助グループ支援を実施していることも加えていただきたい。また、3 年前から「女性としごと応援デスク」をセンター3 館で行っている。ひとり親に特化している支援ではないが、女性の再就職・転職の総合相談窓口、年間 1300 人ぐらいの利用者がおり、無料でキャリアカウンセリングを受けることができ、ミニセミナーなども受講できる。ひとり親であれば、ひとり親サポートよこはまにも繋いでいる。そのような仕組みがある事を知っていただきたいので、「女性としごと応援デスク」の名称を入れていただきたい。

中澤委員：25「支援者への研修」のところであるが、支援者とはどこを指しているのかがわからず非常に唐突な感じがする。

(事務局)：ここでの支援者とは支援に携わる者という意味で、ひとり親サポートよこはま、区

の専門職・ケースワーカー等のこども家庭支援課の職員、その他周辺の関係者としてまだ具体的ではないが、地域の方々、民生委員・児童委員などを想定している。

中澤委員：文頭などに明示したほうが良いと思う。

本間委員：24「離婚前相談」のところで、協議の中には調停も入るので、離婚調停中を離婚協議中に変えたほうが良い。

(事務局)：細かい文言は改めて照会をさせていただく。

(6) 子ども自身へのサポートについて (P30~P31)

中澤委員：27「学習支援事業」の表題だが、学習支援事業に特定しているが、生活支援もあるので、学習支援事業等にするか生活支援と両方並べるなどした方が良い。

(事務局)：両方が並ぶ形で整理する。

(事務局)：27「学習支援事業」では、4つの事業を載せているが、寄り添い型学習支援は、健康福祉局で所管しており、主には高校進学に向けて中学生への支援を行っている。こども青少年局で所管している寄り添い型生活支援については、ひとり親家庭に限らず生活困窮も含めた養育に課題のある家庭の子どもに対して、箸の持ち方など基本的な生活習慣の習得等に向けて取り組んでいるところである。また、昨年度末から始まったひとり親家庭児童の生活・学習支援については、ひとり親家庭に特化した事業であり、食事の提供も含めて夕方以降の取組として進めているところである。放課後学び場事業については、必ずしもひとり親とか生活困窮という事ではなく、広く地域の子どもたちの中で学習支援が必要な中学生を対象としている事業である。これら4事業は、学習習慣を含めて、生活の基盤となる支援なので、ひとり親家庭の支援の中でも特に子どもへのサポートというところで力を入れており、こども青少年局だけではなく関係する区局が連携しながら取り組んでいる。

(事務局)：地域での取り組みが進んでいる段階で、一方でヒアリングでは、狙っている層の子どもが来ていないという意見が出されていた。着実に支援していくとともに緩やかにつながっていく仕組みも大事だと思うが、そのことに関してご意見を伺いたい。

濱田委員：おさんに来ている子どもたちの登録が25人くらいになっている。その中で生活困窮者のひとり親であったり、外国の親御さんであったりする子が13人くらいモデル事業の対象になっている。25人のうちの半分以上が対象者としてつながり、おさんを利用しているという事は、確率的には、この事業はかなり良い事業になっていると思う。いつ来ても開いている、知っている顔がある、余分なことは聞かれない、そして、子どもを前面に押し出すのではなく、母親やおばあちゃんも含めて全体をサポートするという形を示せないとなかなか信頼はされない。では、誰がやるのか。現在学生ボランティアがかなり集まってきているが、どこまで責任を持って具体的にさせるのか、教育を始めたところだが、非常に難しい。今年は、お金をかけて長時間にわたって研修を受けさせているが、ある意味大人になった学生が、困難を抱える生活の中でボランティア活動をしていることが垣間見えることもあり、簡単な事業にはならないなと感じている。

子どもたちは、みじめさもなく非常に明るくボランティアに来ている。子どもたちは、おさんで自分たちは非常に良い思いをさせてもらっているという事で、自分

たちはどのようにおさんに関わったら地域の人たちが喜んでくれるのかという提案をいくつかしてくれている。日枝小学校の2年生の授業の中におさんにボランティアに行く「おさんの日」があり、ボランティアに盛んに来てくれている。30人のクラス（2クラスあるが）がいくつかの班に分かれて、お茶碗を洗いにきたり、お昼を食べる地域の方にお茶を入れたりしている。歌もいっしょに歌いたいとか、子どもが次から次へと、パンフレットを作ったり呼び掛け文を作ったり、大きなポスターを張ったり毎日ものすごく賑やかな状況である。

緩やかでいつも開いていて、信頼関係ができると子どもが自ら提案をするようになるという事にびっくりしている。とても感動的な場面がたくさんある。それは、日枝小学校と南吉田町というところが非常に下町で、生活に近いという事が幸いしたのかなと思う。青葉区で同じことが出来るか、瀬谷区で同じことが出来るのかと言ったら、難しいのだろうと思った。

そのたびに学校に相談に行ったり、地域の社協の方たちに相談に行ったり、こういう風に困っている、こんなことをして欲しいと言ったら、よく動いているのは子どもたちだと実感して、こんなにうまくいくとはほんとは思わなかった。子どもたちは、気持ちが伝わる、大切にされているとかそのようなことがストレートに伝わって、環境が整って、その時間と場所は自分を信頼してくれて安心してくれているというところを確信すると、あきらめもしない、夏休みの宿題も全部仕上げて登校時に持っていくとか、自分もよくなりたいたいという思いが全面的に出てくるもんだなど。後はほっといて事故がないようし、地域の人が応援さえしてくれれば何とかかなと思っている。

柴山委員：寄り添い型の学習支援・生活支援の場合は、瀬谷区でも手ごたえを感じているところだが、連鎖を断ち切るという事であれば、子どもが、いかに自分がモデルとすべき大人と多く接するかという事も大事な視点だと思っている。60代でひいおばあちゃんになってしまうような方の子どもは、その親しか見ていなくて、それが当たり前だと思っていて、10代の若年で妊娠して子どもを産み結婚してしまうような形になってしまう。その仕組みを断ち切っていくのは、小学校のころから、自分がこういった大人になりたいというような大人に多く接するという仕組みを作っていくことが必要だと思っている。視点の中にそのようなことをぜひ入れていただきたい。

濱田委員：学校・校長先生の勇気である。担任の先生が、年間カリキュラムの中で、おさんの日として授業時間を押さえて、子どもをボランティアに行かせるなど、よく考えて下さったと思う。それをまた、明日教育研究発表会で発表をする。人を動かす不思議な力を子どもたちはたくさん持っているという事に今感激している。

峰松委員：旭区ではジュニアボランティアという制度があって、まさにその通りで、子どもたちの発想には素晴らしいものがあり、施設、作業所、その他赤い羽根共同募金等に積極的にかかわってくれている。おかげで夕方の一時間でプラスアルファの街頭募金額の部分がある。旭区では、民生委員とともに学ぶという事で、8月1日が就任式だが、約半年間、民生委員と一緒に地域の福祉に携わって活動してくれている。民生委員の方が、エネルギーやいろいろな発想を逆に頂いている。そこには、学校との連携が信頼関係を出している。20地区あるが、各地区の民生委員たちと主任児

童委員、そして子どもたちと密着しながら日々活動させていただいている。

濱田委員：地域が循環していくという感じ。

(事務局)：本日欠席の田邊委員から、「地域の取組というところでは、市社協も地域の一員として、子どものエネルギーをそのまま地域のエネルギーに出来るような形で、積極的に支援をしていくという事を市社協の中でも伝えていきたいので、そのあたりを書いて欲しい。」とのご意見があった。

【資料3 自立支援計画（平成30年度～平成34年度）素案（案）概要について説明】（事務局）

(事務局)：横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成30年～34年度)素案概要をしてご用意したが、平成29年12月中旬～平成30年1月末にかけて市民意見募集を行う予定である。この時に、横浜市の素案をまとめた「概要版（返信用はがき付）」として用意したものを配架し、意見をいただくこととしている。素案そのものも、インターネットや区役所の窓口で必要があれば見ていただけるようにする。そのための概要の素案という事でご確認いただきたい。

(委員からの意見無)

【資料4 施策展開の考え方について説明】（事務局）

(事務局)：前回の連絡会において、ある程度層を区切った状態で、狙っている対象と支援とのマッチングが必要ではないかという事は、委員の方々の賛同をいただいたと考えている。層1では、ひとり親だからというよりは、他の複合的な課題に引き継がれるような形でなかなか自立が難しい、親も子も落ち込んでいる、または、親は落ち込んでいるが子どもは上に行こうとする力はある状況に対する支援。層3というのは、的確な情報や支援や制度等があれば、あとは自力でそこにアプローチをして判断して動ける層。層2は行政としては一番難しいと考えている層である。層1は対象としては難しいが、既存の仕組みとしてはそれなりにある。層2というのが、施策展開の方向性の最後の米印(※)の部分、何かのきっかけがあれば層1に移行する可能性も高く、予防的な関わりも必要である。また、困窮解消へ向けての支援も必要という事で、両方への支援を見ながら関わっていく必要があるが、本人の主訴がないと実はわかりにくく、大きくは層1と層3に分かれているような状況である。区のケースワーカーへのヒアリングでこのような意見をいただいたところである。そういった意味では伴走型の支援が必要だと考えており、右側の施策展開として、経済的な層の部分で行くとお金の層建てが少し見えてくるかと思う。しかし、必ずしもお金には依らず自立の困窮度合いで見ているのだが、全般的にまんべんなく行われていく支援とある程度層を絞ってそこに重点的に充てていく支援とで整理をしたものがこの図である。最後にこちらの考え方を整理して、計画案に、入れていけると良いと考えている。この図を見ながら総括としてご意見をいただきたい。

中澤委員：層1のところの表現の仕方であるが、「DV被害がきっかけでひとり親になる」ならば理解できるが、「DVの被害の課題を抱えながら」というとパートナーがいることになってしまう。

(事務局)：検討する。

配布資料	資料 1 第 1 回連絡会議事録 資料 2 自立支援計画（平成30年度～平成34年度）素案（案） 資料 3 自立支援計画（平成30年度～平成34年度）素案（案）概要 資料 4 施策展開の考え方 資料 5 横浜市ひとり親家庭アンケート調査 結果報告書（参考資料）
特記事項	次回は、2月頃に開催予定。